

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

長野地方法務局飯山支局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

- (1) 第 1001-2025-0024 号
- (2) 第 1001-2025-0025 号
- (3) 第 1001-2025-0026 号
- (4) 第 1001-2025-0027 号
- (5) 第 1001-2025-0028 号
- (6) 第 1001-2025-0029 号
- (7) 第 1001-2025-0030 号
- (8) 第 1001-2025-0031 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 飯山市大字蓮字上川原 2449 番 1
- (2) 飯山市大字蓮字上川原 2450 番 1
- (3) 飯山市大字蓮字上川原 2546 番 1
- (4) 飯山市大字蓮字上川原 2546 番口
- (5) 飯山市大字蓮字上川原 2551 番 1
- (6) 飯山市大字蓮字上川原 2551 番口の 1
- (7) 飯山市大字蓮字向平 2717 番
- (8) 飯山市大字蓮字向平 2718 番